

# 郵送での戸籍謄本等の請求について

次の必要なものを同封し、お送りください。

## ①郵送による戸籍謄本等の請求書(えりも町の様式でなくても受け付け可)

請求内容について確認のご連絡をする場合がありますので、必ず連絡のとれる電話番号を記入してください。

## ②手数料(定額小為替)

- ・定額小為替は郵便局にてご購入できます。必要な戸籍等の通数分購入していただき、何も記入せずに同封してください。
- ・収入印紙、現金書留等でのお支払いはできませんので、必ず定額小為替にて手数料をお支払いくださいますようお願いいたします。

## ③本人確認資料の写し

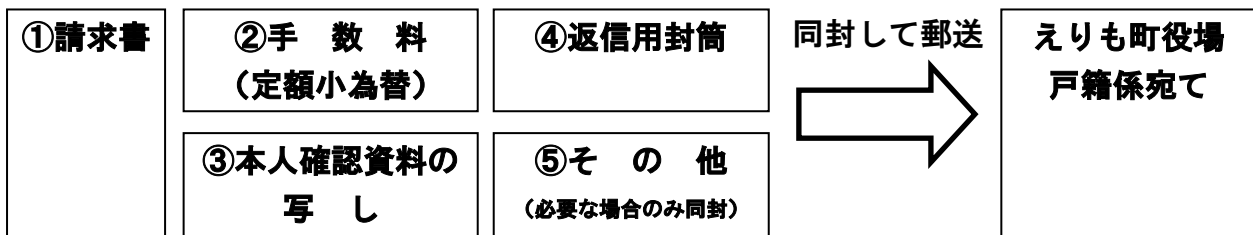
- ・運転免許証、障害者手帳、療育手帳、個人番号カード（通知カードは不可）、住民基本台帳カード（顔写真付き）などの写しを同封してください。
- ・上記のものが無い場合、次のうちの写しを2種類同封してください。  
健康保険証、介護保険証、年金手帳、年金証書、住民基本台帳カード（顔写真無し）など

## ④返信用封筒

- ・請求される方の住所、氏名を記入し、切手を貼付してください。なお、原則請求される方の住民登録地にしか返送できません。
- ・古い戸籍の請求または請求される通数が多い場合は、切手を多めに貼っていただくか、同封してください。

## ⑤その他

- ・代理人選任届（委任状）  
本人、配偶者、直系尊属・卑属（子、孫、父母、祖父母など）以外の方が請求する場合に必ず必要です。
- ・戸籍謄本等の写し  
えりも町の戸籍で請求される方と必要な方との関係が確認できない場合は、関係がわかる戸籍の写しが必要です。



【宛先】 〒058-0292 北海道幌泉郡えりも町字本町206番地  
えりも町役場 町民生活課 戸籍係 宛て

【連絡先】 電話：01466-2-4621 FAX：01466-2-4439